

南知多町告示第47号 公 示 送 達 書

下記書類を地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は当町役場税務課において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

令和8年5月27日

愛知県知多郡南知多町長 石 黒 和 彦

送 付 先		送達すべき書類の名称				摘 要
氏 名 (名 称)	住(居)所又は所在地	年 度	税 目	通知書番号	期 別	
株式会社 豊田メンテナンス		8	軽自動車税	4636875	全期	
山腰 貢		8	軽自動車税	4638591	全期	
山下 善成		8	軽自動車税	4636875	全期	

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。